

○東京藝術大学附属図書館運営委員会規則

〔昭和50年3月12日〕
制 定

改正 平成7年11月22日 平成12年3月23日
平成16年4月1日 平成18年6月27日
平成19年3月28日 平成25年10月24日
平成26年7月17日 平成28年7月21日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学附属図書館規則第4条第2項の規定に基づき、本学附属図書館運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、附属図書館長（以下「館長」という。）の諮問に応じ次に掲げる事項を審議する。

- (1) 附属図書館の管理運営に関する基本事項
- (2) 図書収集に関する事項
- (3) その他館長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、館長及び次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 美術学部教授会構成員（大学美術館の教員を除く。）から選出された者 5人
- (2) 音楽学部教授会構成員（演奏芸術センターの教員を除く。）から選出された者 5人
- (3) 映像研究科教授会構成員から選出された者 1人
- (4) 国際芸術創造研究科教授会構成員から選出された者 1人
- (5) 大学美術館の専任の教員（助教及び助手を除く。）から選出された者 1人
- (6) 演奏芸術センターの専任の教員（助教及び助手を除く。）から選出された者 1人
- (7) 附属図書館事務長

2 前項第1号から第6号の委員は、学長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員の互選により、議長を定める。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要と認めたときは、委員以外の本学職員を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、附属図書館事務部において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定め

る。

附 則 (抄)

- 1 この規則は、昭和50年3月12日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に任命される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず昭和50年9月30日までとする。この場合において、附属図書館商議会規則（昭和24年9月30日）により、現に商議委員である者は、引き続き、この規則による委員に任命された者とみなし、その任期は昭和50年9月30日までとする。
- 3 東京芸術大学附属図書館商議会規則（昭和24年9月30日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成7年11月22日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に委員である者の任期は、改正後の規則第4条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成18年6月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年7月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年7月21日から施行する。